

「愛・地球博 理念継承エリア検討委員会」設置要綱（案）

（目 的）

第1条 「2005年日本国際博覧会長久手会場」として活用された元愛知青少年公園の新しい公園計画において、「博覧会の理念と成果の継承の場」として位置付けられた「アイデアのひろば」における、博覧会の理念と成果を引き継ぐ展開について検討を行うため、「愛・地球博 理念継承エリア検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

（構 成）

第2条 委員会は、愛知県知事が委嘱する別表に掲げる委員により構成する。

（委員長）

第3条 委員会に委員長を置き、構成員の中から知事が依頼する。

- 2 委員長は会務を総理し、委員長が不在のとき、又は委員長に事故があるときは、委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（会 議）

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要がある場合、構成員以外の者を委員会に出席させることができる。
- 3 委員長は、博覧会の理念と成果を引き継ぐ展開等に関し専門的な検討を行うため、構成員、構成員以外の者により会議を開催することができる。
- 4 会議録及び会議資料は、5年間保存する。

（会議の公開等）

第5条 委員会は、これを公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りではない。

- (1) 愛知県情報公開条例(平成12年愛知県条例第19号)第7条に規定する不開示情報に該当する情報を含む案件を検討する場合
 - (2) その他委員会が非公開とする旨を議決した場合
- 2 会議の傍聴方法については別途定める。

（設置期間）

第6条 委員会は、平成17年度及び平成18年度の2カ年間、設置する。

（事務局）

第7条 委員会の事務局は、愛知県建設部公園緑地課内に置く。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月29日から施行する。

別 表

「愛・地球博 理念継承エリア検討委員会」委員

(委員は五十音順)

	氏 名(敬称略)	役 職 等
委員長	平野 眞一	国立大学法人名古屋大学総長
委員	神尾 隆	社団法人中部経済連合会副会長
	小出 宣昭	中日新聞社常務取締役 編集担当
	高橋 治朗	名古屋商工会議所副会頭
	高橋 則行	愛知県議会議員 国際博覧会継承調査特別委員会委員長
	萩原 喜之	NPO中部リサイクル運動市民の会代表
	福井 昌平	株式会社コミュニケーション・ デザイン研究所代表取締役社長
	マリ・クリスティーヌ	地域・都市・まちづくり研究所代表 国連人間居住計画(ハビタット)親善大使
	森 徳夫	愛知県副知事
	涌井 雅之	桐蔭横浜大学教授